

浄化槽清掃業の手引(令和7年3月版)改訂内容新旧対照表

	頁	概要	令和6年2月版(旧)	令和7年3月版(新)
1	表紙	発行年月	令和6年2月	令和7年3月
	P.8	Ⅲ 浄化槽清掃業の事務手続き 1 許可証再交付申請	(3) 申請に使用する印鑑は、必ず登録印(印鑑証明書と同じもの)にしてください。 (4) 再交付申請に際して、手数料を納付する必要があります。窓口申請の場合は、清掃協議会の窓口でお渡しする納付書により金融機関で納付してください。 郵送申請の場合は、清掃協議会から別途手続きについてお知らせします。	(3)を削除 (3) 再交付申請に際して、手数料を納付する必要があります。窓口申請の場合は、清掃協議会の窓口でお渡しする納付書により金融機関で納付してください。 郵送申請の場合は、清掃協議会から別途手続きについてお知らせします。
	P.9	2 許可申請記載事項変更届(法第 37 条、施行規則第 12 条) (1)届出方法	イ 届出に使用する印鑑は、必ず登録印(印鑑証明書と同じもの)にしてください。	イ 添付書類に使用する印鑑は、必ず登録印(印鑑証明書と同じもの)にしてください。
2	P.10	(2)変更事項及び添付書類 1 個人 氏名	③ 自動車検査証の写し及び自動車検査証記録事項の写し(両方とも提出すること*1)	③ 自動車検査証記録事項の写し
3	P.10	(2)変更事項及び添付書類 1 法人 名称	③ 自動車検査証の写し及び自動車検査証記録事項の写し(両方とも提出すること*1)	③ 自動車検査証記録事項の写し
4	P.11	(2)変更事項及び添付書類 7 事業の用に供する施設車両(自動車検査証を含む)	③ 自動車検査証の写し及び自動車検査証記録事項の写し(両方とも提出すること*1)	③ 自動車検査証記録事項の写し
5	P.11	*1	令和5年1月以降に発行された自動車検査証は、所有者又は使用者、有効期間の満了日が確認できないため、自動車検査証記録事項の写しと合わせて提出してください。	1を削除
	P.12	3 浄化槽清掃業廃業等届(法第 38 条)	(3) 申請に使用する印鑑は、必ず登録印(印鑑証明書と同じもの)にしてください。 (4) 廃業した時点までの浄化槽清掃実績報告書(単独分・合併分)【第4号様式】を提出してください。 (5) 郵送による届出者控用の返送を希望する場合は、返信に必要な郵便切手を	(3)を削除 (3) 廃業した時点までの浄化槽清掃実績報告書(単独分・合併分)【第4号様式】を提出してください。 (4) 郵送による届出者控用の返送を希望する場合は、返信に必要な郵便切手を

	頁	概要	令和6年2月版(旧)	令和7年3月版(新)
			貼付し、宛名を記入した返信用封筒を添えて届け出てください。 (6)同時に一般廃棄物収集運搬業(汚でい)も廃業する場合は、一般廃棄物処理業の手引を参照し、届け出てください。	貼付し、宛名を記入した返信用封筒を添えて届け出てください。 (5)同時に一般廃棄物収集運搬業(汚でい)も廃業する場合は、一般廃棄物処理業の手引を参照し、届け出てください。
7	P.13	4 浄化槽清掃実績報告書 (単独分・合併分)	※浄化槽清掃記録報告書(練馬区のみ)については、提出不要となりました。	(削除)
8	P.17	浄化槽法(抜すい)	十二 特定行政庁 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第35号本文に規定する特定行政庁をいう。ただし、同法第97条の2第1項の市町村又は特別区の区域については、当該浄化槽に係る建築物の審査を行うべき建築主事を置く市町村若しくは特別区の長又は都道府県知事を言う。	十二 特定行政庁 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第35号本文に規定する特定行政庁をいう。ただし、同法第97条の2第1項若しくは第2項の市町村又は特別区の区域については、当該浄化槽に係る建築物の審査を行うべき建築主事若しくは建築副主事を置く市町村若しくは特別区の長又は都道府県知事を言う。
	P.27	第1号様式 許可証再交付 申請書	印	押印廃止に伴い「印」の表記を削除
	P.28	第2号様式 許可申請記載 事項変更届	印	押印廃止に伴い「印」の表記を削除
	P.29	第3号様式 浄化槽清掃業 廃業等届	印	押印廃止に伴い「印」の表記を削除